内容量	次に定めるところにより表示する。 一　内容重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。 二　さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの以外のものであって、内容重量が三百グラム未満のものにあっては、一に定める内容重量のほか、内容個数を表示する。 三　調味料を添付したものにあっては、凍り豆腐（添付してある調味料を除く。）の内容重量及び内容個数（二に該当する場合に限る。）を、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に括弧を付して表示するとともに、添付してある調味料の内容重量を、「添付調味料」の文字の次に括弧を付して表示する。
ハム類 名称	次に定めるところにより表示する。 一　骨付きハム及びボンレスハムにあっては、「骨付きハム」と、ボンレスハムにあっては「ボンレスハム」と、ロースハムにあっては「ロースハム」と、ショルダーハムにあっては「ショルダーハム」と、ベリーハムにあっては「ベリーハム」と、ラックスハムにあっては「ラックスハム」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　原料肉は、骨付きハム及びボンレスハムにあっては「豚もも肉」と、ロースハムにあっては「豚ロース肉」と、ショルダーハムにあっては「豚肩肉」と、ベリーハムにあっては「豚ばら肉」と、ラックスハムにあっては「豚ロース肉」又は「豚もも肉」と表示する。 二　原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、異性化液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合果糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖にあっては「砂糖・異性化液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。 ロ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して「砂糖、水あめ等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、「砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖及び砂糖混合ぶどう糖」と表示することができる。ただし、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。 ハ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して「砂糖、水あめ等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、「砂糖及び砂糖混合果糖液糖」、「砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と表示することができる。ただし、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。

添加物	プレスハム 名称	原材料名	混合プレスハム 添加物 名称
使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	次に定めるところにより表示する。 一　「プレスハム」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。	使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。 一　肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、異性化液糖にあっては「異性化液糖」と、果糖ぶどう糖液糖、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。 ロ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して「砂糖、水あめ等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、「砂糖及び砂糖混合果糖液糖」、「砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と表示することができる。ただし、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。	次に定めるところにより表示する。 一　「混合プレスハム」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。